

新旧対照表

改正後

改正前

(削除)

住宅取得等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書
(平成10年以前に居住の用に供した方用)

提出用

- この明細書は、住宅取得等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
- 住宅取得等特別控除に関する詳しいことは、「住宅取得等特別控除を受けられる方へ」(税務署に用意しています。)を読んでください。
- この明細書は、住宅取得等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

氏名 _____

1 家屋の取得対価の額

	㊤ 家屋 一面の㊦	㊧ 増改築等 一面の㊨
取得対価の額等 ①	円	円
あなたの共有持分 (共有となっている場合) にのみ書いてください) ②	円	円
あなたの持分に係る 取得対価の額等 (①×②) ③	円	円

* 家屋をその敷地等とともに同一の者から購入した場合で、その家屋の購入の対価の額を明らかにすることが困難なときは、次の算式で計算した額を家屋の購入の対価の額とすることができます。

【家屋と敷地等の購入価額の合計額 (_____ 円) × 割合 (_____ %) = 家屋の取得対価の額 (_____ 円)】

なお、算式中の割合については、税務署(所得税担当)におたずねください。

2 居住用部分の家屋に係る住宅借入金等の年末残高

	㊩ 新築又は購入	㊪ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高 ④	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 ※連帯債務がない場合には、100%と記入します。 ⑤	%	%
住宅借入金等の年末残高 ※連帯債務がない場合には、④の金額を記入します。 ⑥	円	円
③と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦	円	円
居住用割合 ⑧	一面の㊦÷㊩ %	一面の㊨÷㊪ %
居住用部分に係る 住宅借入金等の年末残高 ⑨	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑦ + ⑨) ⑩	(最高3,000万円)	

④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)

あなたが連帯債務者となっている場合には、税務署(所得税担当)におたずねください。

⑧の⑤欄及び⑥の⑥欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きます。ただし、その割合が90%以上ある場合は100%と書きます。

⑩の金額を「住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書」の「住宅借入金(取得)等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑩」に記載します。

- 次に該当する方は、書き方について税務署(所得税担当)におたずねください。
- (1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方
- (2) 新築や購入した家屋を平成8年以後に居住の用に供し、その居住の用に供した年の翌年以後に増改築等をした部分を居住の用に供したことにより、新築や購入した家屋に係る住宅借入金等と増改築等に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方
- (3) 自己の所有していた家屋で自己の居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなり、かつ、その居住の用に供することができなくなった日後に新たに新築や購入(同日以後初めてするものを除きます。)をして平成9年1月以後に居住の用に供し、更に、その新築や購入した家屋について増改築等をしてその増改築等をした部分を平成13年12月までに居住の用に供したことにより、新築や購入した家屋に係る住宅借入金等と増改築等に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方